

議案第 17 号

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区子ども家庭総合支援センター条例

(設置)

第 1 条 全ての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援するための子ども及び家庭並びに地域の子育て機能の総合支援拠点として、東京都板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「センター」という。）を東京都板橋区本町 24 番 17 号に設置する。

2 センターの所管区域は、板橋区全域とする。

3 センターは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく児童相談所とする。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 子ども及び家庭に係る総合的な相談、調査、指導等に関する業務

(2) 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡及び調整に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(東京都板橋区子ども家庭支援センター条例の廃止)

2 東京都板橋区子ども家庭支援センター条例（平成 13 年板橋区条例

第 23 号) は、廃止する。

(提案理由)

子ども家庭総合支援センターを設置する必要がある。